

1. 平成 26 年第 3 回定例会議案について

(1) 議案の内訳

・ 条例の制定及び一部改正について	10 件
・ 平成 26 年度補正予算	9 件
・ 平成 25 年度決算認定について	10 件
・ 動産の買入れ契約の締結について	1 件
・ 市道路線の認定について	1 件
・ 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について	1 件
・ 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	3 件
合 計	35 件

(2) 議案の概要

- ① 議案第 52 号「小美玉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」については、子ども・子育て支援法の制定に伴い、事業の運営に関する基準を制定するものです。
- ② 議案第 53 号「小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」については、関係法令の整備に伴う児童福祉法の改正により、事業の運営に関する基準を制定するものです。
- ③ 議案第 54 号「小美玉市健康増進計画及び食育推進計画策定等委員会設置条例」については、健康増進法及び食育推進法に基づく当該推進計画を策定するにあたり、調査審議する機関を設置するため、新たに制定するものです。
- ④ 議案第 55 号「小美玉市税条例の一部を改正する条例」については、市税の納付場所の拡充と取扱いの均一化を図るため、所要の改正を行うものです。
- ⑤ 議案第 56 号「小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」については、農地中間管理業務を円滑に推進するにあたり、「地域連携推進員」の設置に伴う改正です。
- ⑥ 議案第 57 号「小美玉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例」については、関係法令の整備に伴い、「母子及び寡婦福祉法」の改称により、所要の改正を行うものです。
- ⑦ 議案第 58 号「小美玉市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例」については、「母子及び寡婦福祉法」改称のほか、関連法律の改正等に伴い、当該条例の関係条文について所要の改正を行うものです。
- ⑧ 議案第 59 号「小美玉市地域再生拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」については、施設の円滑な運営を行うにあたり、使用料の徴収等及び運営委員会設置のため、所要の改正を行うものです。
- ⑨ 議案第 60 号「小美玉市乳製品加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」については、施設の円滑な運営を行うにあたり、使用料を徴収する施設区分等について所要の改正を行うものです。
- ⑩ 議案第 61 号「小美玉市自転車駐車場の利用及び管理に関する条例の一部を改正する条例」については、小川駅周辺整備事業に伴い、新たに自転車駐車場を設置したこと

に伴う条文の整備です。

- ⑪ 議案第62号「平成26年度小美玉市一般会計補正予算（第2号）」については、歳入歳出それぞれ3億3,429万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を237億4,001万5千円とするものです。
- ⑫ 議案第63号「平成26年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」については、事業勘定においては、歳入歳出それぞれ2億6,934万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億2,523万円とし、また、診療施設勘定白河診療所においては、歳入歳出それぞれ258万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,133万4千円とするものです。
- ⑬ 議案第64号「平成26年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」については、歳入歳出それぞれ920万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億4,254万2千円とするものです。
- ⑭ 議案第65号「平成26年度小美玉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）」については、歳入歳出それぞれ1,000万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億5,610万3千円とするものです。
- ⑮ 議案第66号「平成26年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」については、歳入歳出それぞれ67万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億8,337万8千円とするものです。
- ⑯ 議案第67号「平成26年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）」については、歳入歳出それぞれ19万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,623万6千円とするものです。
- ⑰ 議案第68号「平成26年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第1号）」については、歳入歳出それぞれ312万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,215万9千円とするものです。
- ⑱ 議案第69号「平成26年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第2号）」については、事業勘定の歳入歳出それぞれ3,888万円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億2,903万2千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出それぞれ169万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を503万9千円とするものです。
- ⑲ 議案第70号「平成26年度小美玉市水道事業会計補正予算（第1号）」については、収益的支出として、236万4千円を減額し、7億7,820万4千円とするものです。
- ⑳ 議案第71号から議案第80号までの10件は、平成25年度の各会計の決算認定です。
- ㉑ 議案第81号「動産の買入れ契約の締結」については、水槽付消防ポンプ自動車の買入れの契約を締結するためのものです。
- ㉒ 議案第82号「市道路線の認定」については、羽刈、羽鳥、田木谷、小川地内の4路線の認定を提案するものです。
- ㉓ 議案第83号「茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更」については、関係法律の改正により、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約を変更することについて協議するため、議決をお願いするものです。
- ㉔ 諮問第1号から諮問第3号「人権擁護委員の推薦につきご意見を求めること」については、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき諮問するものです。

(3) 一般会計補正予算

① 補正予算の概要

平成25年度決算に伴う前年度繰越金の補正増等により歳入歳出それぞれ3億3,429万2千円を追加し歳入歳出予算の総額を237億4,001万5千円として提案しております。

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
23,405,723	334,292	23,740,015

② 補正（歳入）の主な内容

○総務費国庫補助金【増額】 98,445千円

がんばる地域交付金を新規計上。歳出においても本交付金を活用する事業費を計上。

○衛生費国庫補助金【増額】 19,427千円

民生安定施設整備事業補助金の内定により計上。

○土木費国庫補助金【減額】 △16,744千円

社会資本整備総合交付金の内定により計上。

○基金繰入金【減額】 △42,851千円

25年度決算に伴う前年度繰越金の補正増により、歳入超過分については財政調整基金繰入金の減額により調整。

○繰越金【増額】 212,017千円

25年度決算に伴う前年度繰越金を補正計上。

○合併特例債【増額】 18,500千円

国庫補助金の補正増等により計上。

○教育債【増額】 32,300千円

幼稚園舎耐震補強事業に対する財源として緊急防災・減災事業債を新規計上。

③ 補正（歳出）の主な内容

○文書法制管理事務費【増額】 5,235千円（市単）

マイナンバー制度導入に伴う個人情報保護制度構築支援業務委託料等を計上。

○公用車維持管理経費【増額】 10,830千円（国補）

事務用公用車（11台分）の購入費を計上。

○防災対策諸費【増額】 32,671千円（国補）

旧園部川排水施設改善強化工事費を計上。

○特定防衛施設周辺整備調整交付金事業【増額】 29,679千円（市単）

市道小30225号線ほか交付金事業の付帯工事費を計上したほか、公共用バス整備基金を活用し公用バス（1台）購入費を計上。

○徴収事務費【増額】 5,095千円（市単）

コンビニ収納の導入経費として収納事務電算処理業務委託料等を計上。

○小美玉市保健施設管理運営費【増額】 44,853千円（国補）

玉里保健相談センター防水工事費を計上。また、民生安定施設整備事業費補助金を活用する小川保健相談センター改修工事において防水工事費を追加計上。その外、四季健康館の修繕工事費を計上。

- ◎農地中間管理事業【新規】2,305 千円（県補）
農地経営の効率化を進める担い手への農地集積と集約化を進めるための事業費を計上。（県費と諸収入で 10/10）
- 農業振興補助事業【増額】7,476 千円（県補）
農業機械購入及び農業用施設を整備する上で、常陸小川農協にら生産部会と中郷集落営農組合に補助金を助成。（県費 10/10）
- 空の駅管理運営費【増額】44,339 千円（市単）
イベント開催業務委託料や臨時駐車場排水路等整備工事費等を計上。
- 道路橋梁維持管理費【増額】99,300 千円（市単）
舗装・路盤補修工事費等を計上。
- かしてつ跡地バス専用道化事業【増額】12,086 千円（国補）
市道玉 5333 号線の道路新設改良工事費を増額計上。
- 消防施設整備事業【増額】14,041 千円（国補）
防火水槽改修工事費を計上。
- 小学校施設管理費【増額】9,915 千円（市単）
納場小学校の黒板改修工事費のほか、各小学校の修繕工事費を計上。
- 小学校建設事業（補助）【増額】52,877 千円（市単）
羽鳥小学校の仮設校舎賃貸借料のほか、橘小学校体育館の耐震補強工事実施設計委託料を計上。
- 中学校施設管理費【増額】5,481 千円（市単）
玉里中学校ベランダ塗装改修工事費のほか、各中学校の修繕工事費を計上。
- 幼稚園施設管理費【増額】5,648 千円（市単）
玉里幼稚園遊具の更新工事費等を計上。
- ◎幼稚園建設事業【新規】24,948 千円（市単）
羽鳥・堅倉・納場・竹原幼稚園の耐震補強工事実施設計委託料を計上。
- 社会教育総務事務費【増額】10,714 千円（市単）
二本松公民館の改修工事のほか各公民館の修繕費を補助する各区公民館整備補助金を計上。
- 農村環境改善センター施設維持管理費【増額】6,600 千円（国補）
農村環境改善センターの屋上防水工事費を計上。
- 運動公園整備事業【増額】50,000 千円（国補）
小川海洋センタープール棟の改修工事費を計上。

◇問い合わせ（議案）
総務部 総務課 庶務係
TEL0299-48-1111（内線 1282）

◇問い合わせ（予算）
企画財政部 財政課 財政係
TEL0299-48-1111（内線 1241・1242）

2. 行政懇談会の開催について

小美玉市は、小美玉市区長会と共催により、下記のとおり行政懇談会を開催します。

1. 目 的 公正、公平で偏りのないオープンな市政を目指し、市民と行政が相互の情報を共有し合い、市民が主体的に市政へ参加する意識を啓発するとともに市民の意向を市政に反映して、市民と行政の協働による市政の運営を図るため、区長会との共催により3地区（小川・美野里・玉里）において行政懇談会を実施する。

2. 開催日時・場所

	期 日	場 所	時 間
小川地区	9月30日(火)	小川文化センター アピオス	午後7時～ 午後9時
玉里地区	10月1日(水)	玉里保健センター	
美野里地区	10月2日(木)	四季文化館 みの〜れ	

3. 対 象 小美玉市民

4. 開催方法等

事前に3地区へ懇談事項について照会し、提出された事項について説明を受け、それに対し市側の考え方を示し、市民の意見を拝聴しながら、必要に応じて市側の説明等を交えて懇談するという方法を基本として進める。

◇問い合わせ先
市長公室政策調整課 倉田増夫
Tel0299-48-1111（内線1210）

3. 小美玉市「乳製品で乾杯」を推進する条例（素案）について

小美玉市は、下記のとおり小美玉市「乳製品で乾杯」を推進する条例（素案）について、パブリックコメントを実施します。

記

1. 目 的

この条例は、本市が全国でも有数の酪農地帯を誇っており、生乳の生産量は県内屈指であることから、乳製品による乾杯を推進することにより、乳製品の普及促進、健康増進と地域振興を図ることを目的とします。

2. 具体的な条例の内容と推進方法

【条例の内容】

小美玉市は、生乳又は乳製品の生産及び販売に関わる関連事業者と協力し、乳製品の消費拡大と、乳製品食文化の普及啓発活動に努めるものとし、市民は、可能な範囲において乳製品で乾杯し、協力するよう努めるものです。

【推進方法】

酪農組合・乳製品販売等関係者・商工関係・市等関係者による推進協議会を設置して、具体的に検討してまいります。啓発品の作成としては、ポスターやのぼり作成などを考えています。また、推進キャンペーン期間を設け期間中の事業内容を検討します。

3. パブリックコメント期間

平成26年10月6日～11月5日まで

4. その他

条例制定は、平成26年12月定例を目指しています。

◇問い合わせ先

産業経済部 農政課

佐 川 光

TEL0299-48-1111（内線 1156）

パブリックコメント10月6日～11月5日

◆条例設置の背景

小美玉市は農畜産業を基幹産業と位置づけており、中でも酪農においては、乳牛頭数が、約6千頭飼育され、規模・品質ともに、全国でも有数の酪農地帯を誇ってやり、県内の生産量は常に第1位にランクされております。

このような状況を踏まえ、生活習慣として身近な乾杯の機会に、「乳製品で乾杯を」を合言葉に、乳製品の普及拡大を目指してまいります。

そのために、本条例を制定し、地域に根ざした活動の推進を図るものです。

条例本文

小美玉市「乳製品で乾杯」を推進する条例(素案)

(目的)

第1条 この条例は、本市が全国でも有数の酪農地帯を誇っており、生乳の生産量は県内屈指であることから、乳製品による乾杯を推進することにより、乳製品の普及促進、健康増進と地域振興を図ることを目的とする。

(市の役割)

第2条 小美玉市(以下「市」という。)は、生乳又は乳製品の生産及び販売に関わる関連事業者(以下「関連事業者」という。)と協力し、乳製品の消費拡大と、乳製品食文化の普及啓発活動に努めるものとする。

(関連事業者の役割)

第3条 関連事業者は、乳製品の消費を促進するための活動に主体的に取り組むとともに、市と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、市内で行われる飲食物が提供される会食等において乾杯が行われる場合、可能な範囲において乳製品で乾杯し、乳製品の消費拡大・乳製品食文化の普及を促進するための取組みに協力するよう努めるものとする。

(嗜(し)好等への配慮)

第5条 市、関連事業者及び市民は、本条例に基づく取組みにあたっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◇問い合わせ先

産業経済部 農政課

佐 川 光

Tel0299-48-1111 (内線 1156)

3. 「ひみつのおみたま」について（チラシ対応）